

2021年10月13日

文化総部
体育総部

神戸親和女子大学
学生担当部長 杉山 真人
スポーツセンター長 但尾 哲哉

10月16日以降の課外活動について

10月16日（土）以降の課外活動の形態について以下のとおりとすることします。

活動の形態は緩和されますが、活動条件を十分に留意し、引き続き今後も各団体において感染予防対策に努めて活動してください。なお、今後の情勢に伴い変更する可能性があります。

【活動条件】

基本的な感染予防対策は今まで通り徹底して行う

1. **検温、手指消毒、**
大学入構時は、必ず学生会館の検温所を通過し検温を行うこと
2. 密を避ける、ソーシャルディスタンスを保つ
3. **マスクの着用**
飛沫感染防止の観点から、競技中においても**マスク着用**の徹底を行う。声を出す場合は、マスクを着用し、マスクを外す場合は、声を出さないよう、各競技団体の特性を踏まえ、各クラブ工夫すること。なお、マスクについては不織布のマスク着用を推奨する。
4. 更衣時の会話、ソーシャルディスタンスの留意
5. 活動終了後は速やかに下校する
6. 毎日の行動記録の管理
「Shinwa Smile.net」に掲載している（事務連絡 4/5 学生担当アップ）「毎日の健康観察行動記録票」に毎日の行動を必ず記録すること。また、記録できているか各クラブで責任を持って管理すること。
7. **下宿生等の他の友人部屋への訪問、食事、宿泊の自粛**
8. **複数人での食事ならびに会食の自粛**

※ 課外活動はあくまでも自主的な活動なので、コロナ禍で不安のある学生、又は保護者が不安を唱える場合は無理をせず休んでください。

※ 各クラブで話し合い各自が自覚を持った感染予防の行動を行い、感染拡大を起さないように活動を行ってください。

主な変更点及び留意点

1. **活動時間制限の緩和**
2. **トレーニング室の条件を緩和**

【活動形態】

レベル2 緊急事態宣言が解除	
期間	10月16日(土)～
活動形態	通常の活動形態に戻す
人数制限	40名を超えるクラブはそれぞれのクラブの判断に委ねる (2部制に分けてもよい)
学外施設利用	大学が認める学外施設許可
学外施設への移動 手段、スクールバス	公共交通機関 徒歩、スクールバスの許可
催し物(演奏会等)	催し物 1カ月前に担当部署に申請をして許可制とする
公式戦	公式戦1カ月前申請により許可 ※提出期限を過ぎて申請した場合は、 顧問及び指導者による理由書を提出
練習試合	※ 許可 練習試合当日の1週間前までの申請により許可 ※ 公式戦に関係なく練習試合の許可 ※ 学外での実施の許可 ※ 県外のチームが本学に来るのは許可する。 ただし、各都道府県における措置内容に従って実施する(独自の行動制限など) ※ 複数チームで行う場合はSCに計画書を提出し許可を得る ※ 1週間の提出期限を過ぎて申請した場合は、顧問及び指導者による理由書を提出
実業団、高校生 クラブチーム	1週間前まで申請 (SCにて計画書を提出し許可を得る)
合宿・遠征 宿泊を伴う公式戦	合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止を図ることを条件として認める。 ※ スポーツセンターに申請をして許可を得る
高校生の練習参加	練習参加承諾書を提出し許可
6号館・体育館 トレーニング室利用	許可制
防音室利用	許可制
小中学生、高校生 へのクリニック	練習試合ガイドラインを参考にしながら、感染予防を徹底して行うことを条件として、スポーツセンターへの申請を行い許可する
指導者の帯同条件	公式戦、練習試合、学校行事等の場合に限り帯同を必須とする。 練習時における指導者帯同は緩和する

【本件に関する連絡先】

文化総部 学生担当 TEL 078-591-3296
 体育総部 スポーツセンター TEL 078-591-1661